

議案第 35 号

自動車破損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 10 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

秋川六丁目地内の市道内において発生した、街路樹の枝への接触により与えた自動車破損事故について、相手方である株式会社ドリームと示談解決を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

1 和解及び損害賠償の相手方

住所 群馬県太田市藪塚町 1967 番地 6
名称 株式会社ドリーム

2 事故の発生日時

令和 4 年 2 月 22 日（火）正午頃

3 事故の発生場所

あきる野市秋川六丁目 17 番地 11 先（市道Ⅱ-28 号線）

4 事故の概要

上記日時及び場所において、市道Ⅱ-28 号線（さくら通り）を大型貨物車両が走行中、道路上に張りだした街路樹の桜の枝に接触し、車両貨物左側上部を破損した。

5 和解の内容

あきる野市は、1 の相手方に対し、6 の額の損害を賠償する。なお、本件賠償の外、あきる野市及び相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認し、今後、いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないことを確約する。

6 損害賠償金額

1,035,475 円